

1. 地域づくりへの参画・協力

地域貢献施設機能	概要	要
①地域の交流や文化活動等への協力		
情報発信施設	多くの人が集まる商業施設であるため、それらの人々に市の文化や歴史、見どころなどをPRするとともに、市政や市民活動の情報発信を行い、地域づくりの推進につなげる。 また、住民票や印鑑登録証明書などの自動発行機を設置することで、近隣住民の利便性向上を図る。	
多目的ホール	地域活動や文化活動の活性化を図るため、会議、映画の上映、個展、スポーツなど様々な用途に利用できるホールを設置する。 ホールは、パーティションで分割することができ、映像・音響・照明設備を備えたものが望ましい。	
多目的スペース(屋外・屋内)	屋外の公園・広場の一部や屋内に地域住民が気軽に立ち寄り、イベントを開催するなどして交流を深めることができるスペースを確保することで、地域住民のコミュニティ意識を醸成し地域活動の活性化を図る。 地域の行事のほか、市民の作品の展示や商品の販売、ミニコンサート等の開催に利用でき、また、イベントを開催していないときは市民が気軽に集うことが出来るスペースとする。	
駐車場の利用	地域に大規模な催事などを行うことが出来るスペースがないため、商業施設の営業に影響が出ない範囲で、屋外の駐車場を利用出来るようにする。 夏祭りの会場などに利用することで、地域住民が集い、地域の結束を高めることで活気ある地域づくりを図るほか、開店前にラジオ体操で利用したり、周辺の学校などの課外活動の際には、大型バスの待機場所としても利用できるようにするなど地域活動の利便性を図る。	
②NPOや地域づくりに取り組む団体等への協力		
情報発信施設	地域づくりに取り組むNPOやその他の団体の活動を広く認知してもらうために、掲示板などを設置し、活動の支援を行う。	
NPOや団体のPRコーナー	毎月11日のイオンデーの時には、レシート投函BOXのそばにPRコーナーを設置し、活動の支援を行う。	

2. 地域産業の活性化

地域貢献施設機能	概要	要
①地産・地消への協力		
情報発信施設	多くの人が集まる商業施設であるため、それらの人々に市の特産品などをPRすることで、地域産業の活性化につなげる。 情報発信施設では、市や榛名地域の特産品の展示・販売などによる地域産品の普及などアンテナショップ的な役割も担う。	
多目的スペース(屋外・屋内)	事業者と地域の商店や農業者が連携して、屋外の公園・広場の一部や屋内で地域の産品の販売会を開催したり、朝市などのイベントの開催ができるようスペースの提供を含めた協力を行う。	
②地域経済団体や地元商店等への協力		
地域商店主専用ブース	地域経済の活性化を図るため、地域商店専用ブースを設ける。 設置に当たっては、長期契約による出店に限らず、月ごとに交代で地域の商店が出店できるようにするなど、商店主にとって経費負担が少ないかたちで出店できる出店形態も検討する。ただし、実施するためには、地域商店の機運の高まりが必要となるため、「機運が高まってきた段階で、事業者は協力すること。」との要請とする。 なお、出店時には、事業者は運営にあたってのノウハウの提供や技術支援も併せて行う。	
事業者と地元商店会のポイント共同利用および販促活動	商店会等で事業者の電子マネーカードによる決済を可能にしたり、ポイントを付与することで地域と連携して地域経済の活性化を図る。 また、事業者のチラシの一部に地域商店の広告を掲載し、地域経済の活性化につなげる。ただし、実施するためには商店会などの機運の高まりが必要となるため、「機運が高まってきた段階で、事業者は協力すること。」との要請とする。	

3. 地域雇用の確保

地域貢献施設機能	概要	要
地域雇用の促進	主婦層を含め、働き場所を求める人が多い。地域経済の活性化のためにも、地域における雇用機会の創出・確保を行う。	

4. 環境・景観への配慮

地域貢献施設機能	概要
公園・緑地	屋外の多目的スペースとして活用した場合に、住宅地という周辺地域の環境を考慮し、騒音を低減するような方策を講ずる。また、憩いの場所として、誰れでも気軽に集い、交流できるスペースとして整備する。施設周辺は維持管理を考慮しつつ、出来る限り緑化に努めることとする。
環境・景観への配慮	商業施設は住宅地域に近接していることから、圧迫感を感じさせず、周辺住民に受け入れられるような建物を計画する。施設周辺の清掃活動を行うなど、地域の環境向上につながる活動を行う。

5. 子ども、高齢者、障害者への対応

地域貢献施設機能	概要
①育児等への支援	
託児所	地域雇用の確保に合わせた労働環境の整備及び育児支援のため、従業員や地域の住民、買い物客などが利用できる託児所を設ける。
キッズルーム	気軽に子どもを遊ばせることが出来るキッズコーナーや育児支援機能を持ったキッズルームなどを設ける。
②子どもたちの健全な育成への支援	
職場体験、社会科見学等の実施	(社会体験学習のため、児童が生産を行った柳久保小麦などの販売を経験させる場の提供などを行う。)
幼児・児童情操教育関連サービス	本屋に隣接して絵本の閲覧や読み聞かせが出来るコーナーや教育関連サービス施設など、幼児・児童の情操教育・育児支援の一環となるような施設を設置する。
③高齢者等への配慮	
中高年向けテナントの入店	商業施設は若者だけでなく、中高年にとっても魅力ある場所にするべきであることから、中高年向けテナントの誘致を考慮する。
高齢者や障害者へ配慮した施設整備	休憩所やベンチの設置、施設のバリアフリー化により、高齢者や障害者に負担がかからないような施設整備を行う。また、高齢者福祉施設機能の導入が必要となった場合には、その設置に向け協力する。

6. 地域防災・防犯への協力

地域貢献施設機能	概要
交番	この地域は交番の空白地帯であること、また商業施設により交通量や人の出入りが増えるため、防災・防犯対策として交番の設置を要望する。ただし、設置の決定は警視庁の判断となるため、交番の設置が難しい場合は、警察官立ち寄り所の設置を求める。
防災協定	地域防災の観点から、事業者は市と防災協定を締結し、災害時に支援を行う。

7. その他の地域貢献施設機能

地域貢献施設機能	概要
①医療関係	
クリニック	地域医療環境の向上のため、眼科をはじめ複数の診療科を設ける。設置にあたっては、土日祝日の開業及びできれば救急病院機能を備えた施設とする。
調剤薬局	クリニックに合わせて調剤薬局を設置し、利用者の利便性向上を図る。
②その他	
シャトルバス	渋滞の緩和策として商業施設と駅などの拠点を結ぶシャトルバスを運行する。運行に当たっては、施設利用者のみではなく近隣住民の生活の足としても利用できるような形態とする。